

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月6日
【会社名】	ULSグループ株式会社
【英訳名】	ULS Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 漆原 茂
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
【電話番号】	03-6890-1600
【事務連絡者氏名】	財務経理担当取締役 高橋 敬一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
【電話番号】	03-6220-1416
【事務連絡者氏名】	財務経理担当取締役 高橋 敬一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき32円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行う。

また、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待する役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で責任限定契約を締結することができるよう変更した他、所要の変更を行う。

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役として、漆原 茂、植松 隆、古澤 憲一、高橋 敬一を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、馬場 和広、唐津 真美、坂田 政一を選任する。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

監査等委員でない取締役の報酬等の限度額を、各事業年度につき総額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の限度額を、各事業年度につき総額5,000万円以内とする。

第7号議案 監査等委員でない取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員でない取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額を、各事業年度につき総額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とし、割り当てる新株予約権の総数につき、株式報酬型ストックオプションとしての報酬の年間上限額3億円を、当社取締役会で定める新株予約権を割り当てる日における一般的に用いられている公正価額の算定方法に基づき算定された新株予約権1個の公正価額で除した数（小数点以下切捨て）を上限とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	40,234	311	-	(注)1	可決 99.21
第2号議案	40,453	92	-	(注)2	可決 99.75
第3号議案					
漆原 茂	37,133	3,412	-	(注)3	可決 91.56
植松 隆	40,258	287	-		可決 99.27
古澤 憲一	40,258	287	-		可決 99.27
高橋 敬一	40,339	206	-		可決 99.47
第4号議案					
馬場 和広	40,339	206	-	(注)3	可決 99.47
唐津 真美	38,154	2,391	-		可決 94.08
坂田 政一	40,337	208	-		可決 99.46
第5号議案	40,444	101	-	(注)1	可決 99.73
第6号議案	40,444	101	-	(注)1	可決 99.73
第7号議案	37,077	3,468	-	(注)1	可決 91.42

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上